

# 竹等木質バイオマス資源循環事業支援業務

仕 様 書 (案)

平成 30 年 月

岸 和 田 市

## 1 総則

本仕様書（案）は、岸和田市丘陵地区整備課が発注する竹等木質バイオマス資源循環事業支援業務に適用する。

## 2 業務名

竹等木質バイオマス資源循環事業支援業務

## 3 業務場所

ゆめみヶ丘岸和田地区内

## 4 業務期間

契約日から平成 31 年 2 月 28 日まで

## 5 業務目的

ゆめみヶ丘岸和田（丘陵地区）では、岸和田グリーンブリッジ構想を策定し、地域資源を活かし、地域に還元していく仕組みづくりを通じて、「活気のある」、持続的な「魅力ある」まちの実現を目指している。

本業務は、本地区及び周辺において繁茂する竹をバイオマス資源として利活用するための可能性と課題抽出、及び関係者との意見交換等を通じて、地域の課題解決を図るものである。

## 6 業務概要

- (1) 賦存量・搬出可能量調査
- (2) バイオマス設備導入に関する実証調査
- (3) 事業計画策定
- (4) 事業費の算定
- (5) 検討会・勉強会開催支援

## 7 主な貸与資料

- (1) 岸和田市バイオマスタウン構想（平成 20 年 3 月）
- (2) 岸和田市丘陵地区整備計画基本構想（平成 20 年 6 月）
- (3) 岸和田市丘陵地区まちづくり基本計画（平成 22 年 10 月）
- (4) 平成 22 年度丘陵地区整備計画検討業務委託その 2 報告書（平成 23 年 3 月）  
（自然環境資源、歴史・文化資源、生活関連資源調査）
- (5) 岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）（平成 23 年 5 月）
- (6) 岸和田市生物多様性地域戦略 2014（平成 26 年 8 月）
- (7) 岸和田市環境計画（平成 28 年 3 月）

## 8 業務内容

### (1) 賦存量・搬出可能量調査

地域内に賦存する竹資源の具体的な利活用に向けた「道路からのアプローチのしやすさ」「伐採作業・運搬のしやすさ」など事業性を念頭にした情報収集及び分析

を実施し、活用可能な賦存量の把握と搬出可能量を調査・検討する。

## (2) バイオマス設備導入に関する実証調査

上記調査を踏まえ、発注者が指定する区域約 1000 m<sup>2</sup>の竹伐採を事業内での実証調査を実施するとともに、竹資源の持続的活用に向けた計画的集積のためのシステムを構築する。

## (3) 事業計画策定

### 1) 持続可能な竹林資源化に向けた計画策定

適切な資源の供給ルート等の検証と把握を行い、伐採後の地域全体及びエリア後他の環境保全策・利活用策を検討した竹資源活用運用計画を策定する。

### 2) 施設導入に向けた検討

(1) にて調査した資源量を踏まえたプロジェクト規模感等の整理と設備導入により得られる効果について整理を行う。

また、持続的な運営に向け資源の供給から利用までの一貫した過程の中で、関係する事業者のメリットを最大化するための以下の点に注意し、事業計画（案）を策定する。

- チップ等資源集積場所及び加工施設設置場所検討
- バイオマスボイラー有効活用先の検討
- バイオマスボイラー導入による効果の整理（企業誘致メリット）
- プレーヤーとなる企業へのヒアリングを通じた役割分担の整理
- 設備導入によって期待される効果の整理
- 事業化に向けた助成制度の整理

## (4) 事業費の算定

(3) で作成した計画をもとに、概算事業費を算出する。

## (5) 検討会・勉強会の開催支援

事業の円滑な推進のため開催する「竹等バイオマス利用に関する勉強会」において必要となる議事及び会議資料の作成、並びに運営補助を行う。（3回程度開催）  
また、会議終了後は速やかに会議の内容を取りまとめた議事録を作成する

## (6) その他

1) 特に専門性の高い領域については、別途発注者から研究機関、団体・企業の協力を得て進めている調査研究とも連携し、総合的検討を行う。

2) 本業務は「平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業）」を活用していることを理解し、中間報告及び実績報告等において発注者が求める資料作成等を随時補助する。

## 9 成果品

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 電子成果品 1部

## 10 その他

- (1) 契約については、環境省の「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業）」に本市が採択されることを条件とし、不採択の場合は契約しない。
- (2) 受託者は、業務開始に先立ち、着手届、主任技術者届、業務代理人その他本市が指示する書類を、所定の様式により指定期日までに提出すること。
- (3) 受託者は責任を持って主任技術者及び業務代理人を選定し、諸般の事項を処理すること。なお、本市が主任技術者及び業務代理人を不相当と認めたときは、改めて人選すること。
- (4) 本業務を実施するうえで必要となる既存資料については本市より受託者に貸与し、貸与された資料について受託者はその重要性を認識し取り扱い及び保管に慎重に行なうこと。なお、受託者は業務終了後、貸与された資料を返還し、その確認を受けること。
- (5) 本作業の実施を適切な工程管理により行なうこと。また、作業期間中は常に本市担当者と緊密な連絡を保ち、その指示に従うこと。
- (6) その他この仕様書（案）に定めのない事項または、業務委託契約書に定めのない事項については、双方協議のうえ本市の指示に従うこと。
- (7) 本業務委託は、環境省の「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業）」を活用した事業であり、本市が申請したプロジェクト概要を満足する提案となるよう留意すること。また、会計検査等の対象となりうる点についても留意すること。